

救命設備の保守・点検に関する IMO の新指針

こちらは、英文記事「[New IMO procedures for maintenance and inspection of life-saving appliances](#)」（2019年10月10日付）の和訳です。

IMO によれば、IMO が要件を強化した救命設備は、船員が常に全幅の信頼を置けるものであるべきです

2016年5月、IMO 第96回海上安全委員会（[MSC 96](#)）は SOLAS 条約 III 章第3規則及び第20規則の改正案を採択しました。この改正案は **2020年1月1日**に発効し、救命艇、救助艇、進水装置、離脱装置等



の保守、点検に関して、IMO 決議 MSC.402（[Resolution MSC.402\(96\)](#)）に基づき「認定を受けた人員」により実施することを強制化する新要件が適用されます。

この規定の狙いは、救命船の事故を防ぎ、あわせて長年の懸案であった関連設備の整備に関する統一性、安全性、文書化された基準等の必要に対処することです。「その意図は、IMO が要件を強化した救命設備について、船員が全幅の信頼を置けるようにするもの」だと IMO は述べています。

要点：

- 新要件の適用対象となる設備
 - 救命艇（自由降下式救命艇含む）、救助艇、高速救助艇
 - 救命艇・救助艇・高速救助艇・ダビット進水式救命いかだ用の進水装置、オンロード及びオフロード離脱装置（自由降下式救命艇用の第一・第二方式進水装置を含む）。
- 毎週及び毎月の対象設備の点検と日常保守は、認可サービス提供者、又は上級航海士の指示の下で船員が、保守マニュアルに従って実施しなければならない。
- 年ごとの詳細点検、作動試験は、製造者又は認可サービス提供者の認定を受けた人員が実施しなければならない。サービス提供者は、認可されている場合は、船舶運航者であってもよい。
- 5年ごとの対象設備の詳細点検、オーバーホール整備、過負荷作動試験、修繕は、製造者又は認可サービス提供者の認定を受けた人員が実施しなければならない。

- **認可サービス提供者**は、IMO 決議 MSC.402(96) の 3 項、7 項に基づき、旗国政府が認可した事業体であること。なお、この要件は、製造者が認可サービス提供者として行為する場合にも同様に適用されることに注意しなければならない。
- **認定証書**は認可サービス提供者が、所属する人員に対して発行すること。各認可サービス提供者は、作業対象設備のメーカーやタイプごとに加えて、実施する具体的な作業（毎年あるいは 5 年ごとの点検など）について人員を認定しなければならない。関連する教育及び訓練（認定対象設備を使った能力評価を含む）を完了していることが認定の必須条件となる。

必要な検査及び作動試験の範囲の詳細は、IMO 決議 MSC.402(96) の 6 項に記されています。船上保守の指針については、SOLAS 条約 III 章第 36 規則に記されています。

推奨事項

船主や運航者は 2020 年 1 月 1 日の新要件発効に先立ち、船内手順書の更新や関連地域における認可サービス提供者の確認等を行って、新要件への備えをしておいてください。

また、救命艇・救助艇の事故の多くが、船内手順書の不備や乗組員の能力に起因するとされていることから、この機会に乗組員への適切な訓練の重要性についても再認識していただきたくお願いいたします。広く認められた訓練機関から正式な「救命船、救助艇、高速救助艇の習熟認定書」を取得した船員は、一般的な意味で、進水中・進水後の救命船や救助艇を担当できる十分な能力と知識を備えていることが証明されているとはいえ、実際に自身が乗船する船舶に搭載された救命艇・救助艇を適切に操船するための訓練は受けていない可能性があります。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。